
青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

人事院及び青森県人事委員会による給与改定に係る勧告を勘案して、職員の給料月額等の改定を行うため、関係条例を改正しようとするものである。

2 改正対象条例

- | | |
|--------------------------|---------------|
| (1) 青森市職員の給与に関する条例 | (第 1 条・第 2 条) |
| (2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 | (第 3 条・第 4 条) |
| (3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例 | (第 5 条・第 6 条) |
| (4) 青森市特別職の職員の給与に関する条例 | (第 7 条・第 8 条) |

3 主な改正内容**I 給料表の改定**

- (1) 青森市職員の給与に関する条例…………… (第 1 条)

①行政職給料表

高卒程度初任給 4,000 円 (150,600 円→154,600 円)、大卒程度初任給 3,000 円 (182,200 円→185,200 円) 及び若年層の給料月額について所要の改定 (平均改定率 0.30% の引上げ)

②その他 (公安職、教育職、医療職) の給料表

行政職給料表との均衡を考慮した引上げ

- (2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例…………… (第 3 条)

給料表について、行政職給料表との均衡を考慮した引上げ

- (3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例…………… (第 5 条)

給料表について、行政職給料表との均衡を考慮した引上げ

II 期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定

令和 4 年度

(単位：月数)

区分	手当名	6 月期	1 2 月期	年計	前年度比
一般職員 (第 1 条)	期末	1. 200	1. 200	2. 400	—
	勤勉	0. 900	0. 900 → 1. 000	1. 800 → 1. 900	+ 0. 10
再任用職員 (第 1 条)	期末	0. 675	0. 675	1. 350	—
	勤勉	0. 425	0. 425 → 0. 475	0. 850 → 0. 900	+ 0. 05
任期付研究員 (第 3 条)	期末	1. 575	1. 575 → 1. 675	3. 150 → 3. 250	+ 0. 10
特定任期付職員 (第 5 条)	期末	1. 575	1. 575 → 1. 675	3. 150 → 3. 250	+ 0. 10
特別職及び 市議会議員 (第 7 条)	期末	1. 575	1. 575 → 1. 675	3. 150 → 3. 250	+ 0. 10

令和 5 年度以降

(単位：月数)

区分	手当名	6 月期	1 2 月期	年計	前年度比
一般職員 (第 2 条)	期末	1. 200	1. 200	2. 400	—
	勤勉	0. 900 → 0. 950	1. 000 → 0. 950	1. 900	—
再任用職員 (第 2 条)	期末	0. 675	0. 675	1. 350	—
	勤勉	0. 425 → 0. 450	0. 475 → 0. 450	0. 900	—
任期付研究員 (第 4 条)	期末	1. 575 → 1. 625	1. 675 → 1. 625	3. 250	—
特定任期付職員 (第 6 条)	期末	1. 575 → 1. 625	1. 675 → 1. 625	3. 250	—
特別職及び 市議会議員 (第 8 条)	期末	1. 575 → 1. 625	1. 675 → 1. 625	3. 250	—

4 施行期日

第 1 条、第 3 条、第 5 条、第 7 条 [令和 4 年度に係る改正]

公布の日 (適用日：令和 4 年 4 月 1 日)

第 2 条、第 4 条、第 6 条、第 8 条 [令和 5 年度以降に係る改正]

令和 5 年 4 月 1 日

5 令和 4 年度における改定に伴う影響額

給料表の改定、期末及び勤勉手当の引上げに係る影響額 約 167, 881 千円の増